

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中項及び別表の号の表示に下線が引かれた項及び別表の号（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の号の表示並びに削除項等を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</p> <p>第2条の3 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、<u>終業の時刻</u>から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>別表（第2条関係） (1)～(7) （略）</p>	<p>（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</p> <p>第2条の3 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、<u>事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻</u>から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><u>2 次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。</u></p> <p><u>(1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。</u></p> <p><u>(2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。</u></p> <p>別表（第2条関係） (1)～(7) （略） (8) <u>新潟県立近代美術館における展示業務</u></p>